

審議会等の会議の公開に関する指針

平成20年1月31日制定

平成27年3月17日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

6 公開の方法

(1) 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場

に傍聴席を設けるものとする。

- (2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

7 議事録等の公開

- (1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事録を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

- (1) この指針は、平成20年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の公開を実施するものとする。